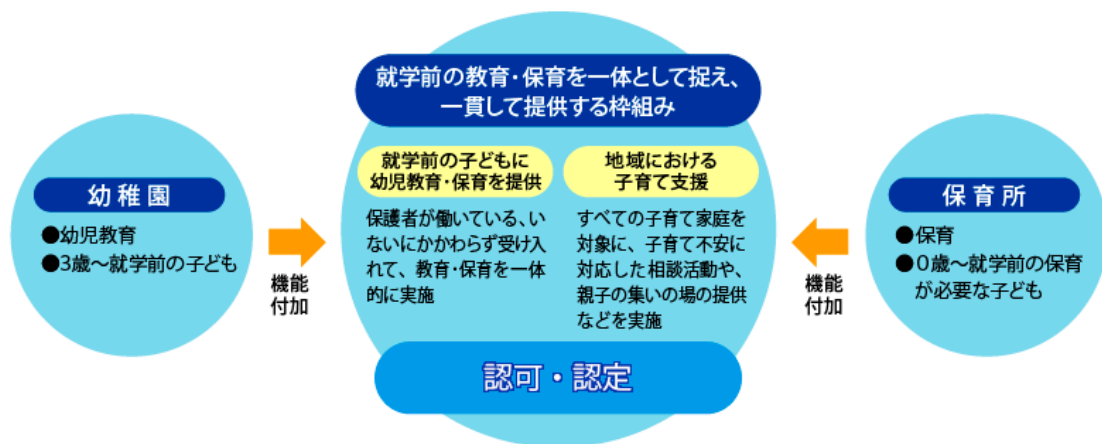


みどり幼稚園が移行する幼稚園型認定こども園の概要

1 認定こども園とは

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

- 1 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能**
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- 2 地域における子育て支援を行う機能**
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。なお、認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置づけは失いません。

(1) 幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

(2) 幼稚園型

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

(3) 保育所型

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

(4) 地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

みどり幼稚園が移行する認定こども園は、上記の(2)の幼稚園型となります。

2 どのように変わるのか

現在の1号認定（幼稚園）に2号認定（保育園）を加えます。

【現在】

【移行後】

現時点での進級児数（1号認定）		1号認定	2号認定
満3歳児(現リリー2歳児)	12	15	5
3歳児(現満3歳児)	12	15	6
4歳児(現3歳児)	35	30	5
5歳児(現4歳児)	34	30	4
合計	93	90	20

進級児93名+新入園児（募集）17名=110名（定員）

【1号認定】進級児80名+新入園児10名=90名

【2号認定】進級児13名+新入園児7名=20名

3 何が違うのか

(1) 利便性の高いシステム

- ① 幼稚園教育を希望する子ども（1号認定）と、保護者が就労等のため保育が必要な子ども（2号認定）が共に生活する、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設となります。
- ② 保育園は原則、保護者が仕事を辞めた場合や育児休暇に入る場合、通っている保育園を退園しなければなりません。移行する幼稚園型認定子ども園は、保護者の就労状況が途中で変わっても（仕事を辞めた又は育児休暇等）2号認定から1号認定に申請し直すことで、通い慣れた園に継続して通うことが出来ます。

(2) 保育料について

- ① 1号認定の満3歳から5歳児の保育料は従前どおり無償となります。
- ② 2号認定の3歳から5歳児の保育料は無償となりますが、1号認定という満3歳児は2号認定では2歳児の取扱いとなるため保育料が発生します。但し、住民税非課税世帯や幾つかの条件に該当する場合は、満3歳児も無償化の対象となる場合があります。

(3) 給食について

国の定めにより給食費は実費徴収となります。

- ① 1号認定は月～金曜日までの5日間給食を提供します。預かり保育を利用する場合は夏・冬・春休みはお弁当持参。
- ② 2号認定は月～土曜日までの6日間及び夏・冬・春休みも給食を提供し

ます。

- ③ 提供される給食は、つばさ保育園と同様に主食（ごはん）と副食に分かれ、主食は持参となります。1号認定と2号認定の月額給食費（副食費）は食数が違うため異なります。但し、住民税非課税世帯や幾つかの条件に該当する場合は、副食費の全部又は一部が免除されます。
- ④ 基本的には毎日給食ですが、月に1～2回程度「お弁当の日」を設定し、家庭と連携した食育の在り方を推進する予定。
- ⑤ 給食の提供により自園調理に切り替えるため、既存施設内に厨房を建設する予定。（工期は9月～11月で園が自己負担）

4 移行時期

- (1) 令和3年4月1日